

仕 様 書

1 貸付物件

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	
津市一身田大古曾 670番地2	三重県身体障害者 総合福祉センター	屋内3箇所 計10.00㎡	計5台	合計6台
		屋外1箇所 計2.00㎡	計1台	

※ 貸付面積には、2(7)イの回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

2 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和60年三重県条例第1号）第3条第1項の規定に基づく指定管理における三重県の方針として、設置事業者に対し、行政財産である土地及び建物の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 貸付・契約期間

期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3か月前までにどちらか一方から書面による解約の申し出がないときは、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。※最長5年間

期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意して下さい。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。（※分電盤からの配線、コンセントの設置工事等全て設置事業者の負担となります。）

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、指定管理者が指定する期限までに全額納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとして下さい。

ア 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、夜間等はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた機種とすること。

イ 500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。旧500円硬貨が使用できない

場合は、その旨表示すること。

ウ ユニバーサルデザインに配慮した機種とすること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、指定管理者の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水及び牛乳等の飲料とし、商品の具体的な構成については、現在設置している自動販売機と同程度とするが、落札決定後に協議を行うこと。

オ 一般的な自動販売機の販売価格を基準として販売すること。

カ 設置事業者は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、別に指定する期日までに提出すること。（次回入札時に公表することとします。）

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、回収ボックス以外に指定管理者が定める場所に保管する使用済み容器の回収も行うこと。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を指定管理者に請求することができません。

3 問い合わせ先

三重県身体障害者総合福祉センター

津市一身田大古曾670番地2（郵便番号514-0113）

担 当 管理部 森本・加藤・大竹

電 話 059-231-0155

FAX 059-231-0356

（指定管理者 社会福祉法人三重県厚生事業団）

自動販売機設置場所について

場所 (別紙図参照)		貸付面積	現在の販売品目	年間実績 (2020年1月～12月)	想定される主な利用者
屋内	本館ロビー	① 2.00 m ² (幅 2m×奥行 1m)	缶・ペットボトル飲料	2,425 杯	診療所患者、リハビリ利用者、体育館・研修施設利用者、職員
		② 2.00 m ² (幅 2m×奥行 1m)	缶・ペットボトル飲料	1,345 杯	リハビリ利用者、体育館利用者、職員
	体育館前	③ 2.00 m ² (幅 2m×奥行 1m)	缶・ペットボトル飲料	1,744 杯	職員、リハビリ利用者
	障害者支援施設集会室	④ 2.00 m ² (幅 2m×奥行 1m)	缶・ペットボトル飲料	1,798 杯	障害者支援施設利用者
		⑤ 2.00 m ² (幅 2m×奥行 1m)	紙パック飲料・乳飲料	1,810 杯	グラウンド利用者、職員
屋外	グラウンド向かい	⑥ 2.00 m ² (幅 2m×奥行 1m)	缶・ペットボトル飲料	1,010 杯	グラウンド・テニスコート利用者

※診療所	令和元年度延べ患者人数	3,020 名
リハビリテーション等	令和元年度延べ利用件数	4,745 名
障害者支援施設	入所定員	40 名
グラウンド	令和元年度延べ利用人数	9,496 名
テニスコート	令和元年度延べ利用人数	4,455 名
体育館	令和元年度延べ利用人数	9,087 名
研修施設	令和元年度延べ利用人数	6,168 名
職員等人数	令和3年1月現在	82 名 (三重県機関含む)